

薬機発第 1625 号
令和 6 年 5 月 28 日

[別記] 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 藤原 康弘
(公 印 省 略)

令和6年度「小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター事業」に係る
相談手数料の助成について(周知)

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査等業務に対し、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

今般、厚生労働省における医薬品等審査迅速化事業費補助金(国内未承認薬・適応外薬審査迅速化事業等)に基づき、当機構として、「小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター事業」を実施することとし、その一環として、別添のとおり、当該事業に係る相談手数料を国庫補助により助成することとしますので、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

[別 記]

日本製薬団体連合会会長

日本製薬工業協会会長

米国研究製薬工業協会技術委員会委員長

一般社団法人欧州製薬団体連合会会長

一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長

一般社団法人日本QA研究会会長

一般社団法人日本安全性試験受託研究機関協議会会長

一般社団法人日本血液製剤協会理事長

一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長

公益社団法人日本医師会会長

公益社団法人東京医薬品工業協会会長

関西医薬品協会会長

一般社団法人日本バイオテック協議会会長

(別添)

令和6年度「小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター事業」 に係る相談手数料の助成に関する実施手順書

近年、欧米で承認されているが日本では開発が行われていない医薬品に関する課題、いわゆる「ドラッグ・ロスの拡大」が指摘されている。この背景には、日本の創薬力や市場性の低下に加え、国際的に小規模な患者群を対象とした医薬品開発の割合が増加していること等の環境変化も一因であるが、特に、市場性の小さい小児・希少疾病用等の医薬品ではその影響を受けやすい傾向にある。

このような環境変化に対応し、我が国にとって医療上必要な医薬品の開発・導入を促進する観点から、薬事開発上必要な相談環境の整備と相談者の財政負担の軽減を図ることを目的に、「小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター事業」を実施することとし、その一環として、当該事業に係る相談手数料を国庫補助により助成する。当該助成に係る実施手順等については以下のとおり定める。

1. 「希少疾病用医薬品優先審査品目該当性相談」、「希少疾病用医薬品優先審査品目該当性相談(医薬品申請前相談あり)」

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長連名通知「希少疾病用医薬品等の指定に関する取扱いについて」(令和2年8月31日付け薬生薬審発 0831 第7号、薬生機審発 0831 第7号。令和6年1月16日一部改正)により、希少疾病用医薬品の指定段階で優先審査及び優先相談には該当しないとされたものの、開発の進展とともに優先審査及び優先相談に該当すると考えられる品目については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。))の「希少疾病用医薬品優先審査品目該当性相談」又は「希少疾病用医薬品優先審査品目該当性相談(医薬品申請前相談あり)」を活用することにより、該当性を明らかにすることで、優先審査及び優先相談の適用を受けることができることとされたところ。

当該相談の実施要綱は、機構理事長通知「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」(平成24年3月2日付け薬機発第 0302070 号(以下「対面助言実施要綱通知」という。))の別添4にて別途示すとともに、補助の対象等は次のとおりとする。

(1) 補助の対象期間

令和6年7月1日から令和7年1月8日(必着)までに実施依頼書を受け付けたものの*を対象とする。

※令和6年度内に評価報告書を確定するものに限る。

(2) 補助の範囲

独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則(平成16年細則第4号)別表により規定する額(以下「規定額」という。)の5割の納付を免除する。

ただし、補助の範囲は、適正な実施依頼書を受け付けた順に令和6年度の予算額に達するまでとし、それ以降の相談については、申込者は規定額の納付を行う。

また、令和6年度の予算額に達するまでの間で5割の納付を適用するのは、1法人当たり3件まで((1)の対象期間における提出順)とする。

なお、令和6年度の予算額の上限に達する最後の1件を受け付ける日に複数の実施依頼書が提出された場合に限り、実施依頼書を受け付けた順ではなく別紙に示す方法により補助適用となる相談を選定する。

(3) 取下げの場合

規定額の5割を納付して相談を申し込んだ後、申込者の都合により相談を取り下げる場合は、納付額の還付は行わない^{*}(機構に対する国庫補助の充当はない。)

ただし、機構がやむを得ないものとして認めた場合には、納付額の全額を還付する。

※補助の対象となった場合、対面助言実施要綱通知の別添4における取下げ時の半額還付の取扱いの適用は行わない。

なお、取り下げた相談申込は、(2)における当該法人の補助適用件数として数えないこととし、相談申込を取り下げたことで発生した(2)における当該法人の残数は、取下げ以降に新たに提出する実施依頼書のみ充当することができる(取下げ以前に補助の対象外として受け付けた実施依頼書について、遡及して補助の対象とすることはできない。)

2. 「小児用医薬品開発計画確認相談」

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知「成人を対象とした医薬品の開発期間中に行う小児用医薬品の開発計画の策定について」(令和6年1月12日付け医薬薬審発0112第3号。令和6年3月29日一部改正)により、小児用医薬品に対する早期のアクセスを確保する観点から、成人を対象とした医薬品の開発を行う場合は、当該開発の対象となる効能・効果に係る小児用医薬品の開発計画を策定し、成人を対象とした医薬品の承認申請を行うまでに、当機構の確認を受けるとともに、当該開発計画に基づいて遅滞なく開発を進めることが望ましいとされ、当機構の確認を受けるに当たっては「小児用医薬品開発計画確認相談」を活用することとされたところ。

当該相談の実施要綱は、対面助言実施要綱通知の別添 35 にて別途示すとともに、補助の対象等は次のとおりとする。

(1) 補助の対象期間

令和6年7月1日から令和7年1月8日(必着)までに実施依頼書を受け付けたもの*を対象とする。

※令和6年度内に相談記録を確定するものに限る。

(2) 補助の範囲

規定額の納付を全額免除する。

ただし、補助の範囲は、適正な実施依頼書を受け付けた順に令和6年度の予算額に達するまでとし、それ以降の相談については、申込者は規定額の納付を行う。

また、令和6年度の予算額に達するまでの間で全額免除を適用するのは、1法人当たり(大学・研究機関等の研究者が申込者となる場合は、1申込者当たり)1件((1)の対象期間における最初の提出)とする。

なお、令和6年度の予算額の上限に達する最後の1件を受け付ける日に複数の実施依頼書が提出された場合に限り、実施依頼書を受け付けた順ではなく別紙に示す方法により補助適用となる相談を選定する。

(3) 取下げの場合

規定額全額免除で相談を申し込んだ後、申込者の都合により取り下げた相談申込は、(2)における当該法人からの補助適用件数(1件分)として数える*(機構に対し規定額の5割が国庫補助により充当される。)

ただし、取下げについて機構がやむを得ないものとして認めた場合はこの限りではないが、相談申込を取り下げたことで発生した(2)における当該法人の残数は、取下げ以降に新たに提出する実施依頼書のみ充当することができる(取下げ以前に補助の対象外として受け付けた実施依頼書について、遡及して補助の対象とすることはできない。)

※補助の対象となった場合、対面助言実施要綱通知の別添 35 における取下げ時の半額還付の取扱いの適用は行わない。

3. 「医薬品申請データパッケージ相談(医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議における開発公募品)」、「医薬品申請データパッケージ相談(医師主導治験による開発品)」

当該相談の実施要綱は、対面助言実施要綱通知の別添1にて別途示すとともに、補助の対象等は次のとおりとする。

(1) 補助の対象期間

令和6年7月1日から令和7年1月8日(必着)までに日程調整依頼書を受け付けたもの*を対象とする。

※令和6年度内に相談を実施するものに限る。

(2) 補助の範囲

規定額の5割の納付を免除する。

ただし、補助の範囲は、適正な日程調整依頼書を受け付けた順に令和6年度の予算額に達するまでとし、それ以降の相談については、申込者は規定額の納付を行う。

また、令和6年度の予算額に達するまでの間で5割の納付を適用するのは、1法人当たり(大学・研究機関等の研究者が申込者となる場合は、1申込者当たり)1件((1)の対象期間における最初の提出)とする。

なお、令和6年度の予算額の上限に達する最後の1件を受け付ける日に複数の日程調整依頼書が提出された場合に限り、日程調整依頼書を受け付けた順ではなく別紙に示す方法により補助適用となる相談を選定する。

(3) 取下げの場合

規定額の5割を納付して相談を申し込んだ後、申込者の都合により相談申込を取り下げる場合は、納付額の還付は行わない*(対面助言実施要綱通知の別添1に示される先駆け審査指定医薬品**の優先対面助言を除く相談について、相談実施日より前の取下げは、機構に対する国庫補助の充当はない。)

ただし、機構がやむを得ないものとして認めた場合には、納付額の全額を還付する。

※補助の対象となった場合、対面助言実施要綱通知の別添1における取下げ時の半額還付の取扱いの適用は行わない。

なお、相談実施日より前に取り下げた相談申込(先駆け審査指定医薬品**の優先対面助言を除く。)は、(2)における当該法人の補助適用件数として数えないこととし、相談申込を取り下げたことで発生した(2)における当該法人の残数は、取下げ以降に新たに提出する日程調整依頼書のみ充当することができる(取下げ以前に補助の対象外として受け付けた日程調整依頼書について、遡及して補助の対象とすることはできない。)

相談実施日以降(先駆け審査指定医薬品**の優先対面助言にあつては日程調整依頼書の提出以降)に取り下げた相談申込は、(2)における当該法人からの補助適用申込件数(1件分)として数えることとする(機構に対し規定額の5割が国庫補助により充当される。)

※※先駆け審査指定制度又は先駆的医薬品指定制度で指定された医薬品をいう。

